

感染症の予防及びまん延防止のための指針

蕨市社会福祉協議会
蕨市第一地域包括支援センター
令和 6 年3月31日制定

当事業所では、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる、介護予防支援事業所として感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るために、本指針を定める。

1. 基本的な考え方

感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応を事業所における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い支援の提供を図ることが出来るよう、感染症業務継続計画(以下、BCP という。)などのマニュアル及び社会的規範を遵守するとともに、センターにおける適正な感染対策の取り組みを行う。

2. 注意すべき主な感染症

予め対応策を検討しておくべき感染症は以下のとおり。

- ① 利用者及び従業者にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症
集団感染を引き起こす可能性のある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症等)、疥癬、結核等
- ② 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(MRSA 感染症)、緑膿菌感染症等
- ③ 血液、体液を介して感染する感染症
肝炎(B 型肝炎、C 型肝炎)等

3. 感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応などの整備

(1) 平常時の対策

- ① センターに感染症対策委員会を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する体制の構築に取り組む。
- ② 感染症対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し、更新を行う。

- ③ 感染症対策委員会では次に掲げる内容について協議する。
- ・事業所内の感染対策の立案
 - ・指針、マニュアルの整備、更新及び廃止
 - ・利用者及び従業員の健康状態の把握
 - ・感染症発生時の措置(対応、報告)
 - ・研修及び訓練の計画策定と実施
 - ・感染症対策実施状況の把握と評価
- ④ 感染症対策委員会は年2回(6月に1回)開催する。
- ⑤ 勤務する従業員に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの観光を目的とした感染症の予防及びまん延の防止のための研修を実施する。
- ・新規採用時に、感染対策の基礎に関する研修を行う。(入職後3か月以内)
 - ・感染症対策に関する研修を年1回以上実施する。
- ⑥ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた BCP に基づき、年1回以上の訓練を実施する。
- ⑦ 本指針は求めに応じていつでも閲覧できるようにする。また、ホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。
- (2) 発生時の対応
- ① 日常の業務に関して感染症事例または感染のおそれがある事例(以下、感染事例等という。)が発生した場合には、BCP に従い、直ちに発生状況の把握に努める。
- ② 感染事例等の発生後は、感染拡大の防止として以下の対策を実施する。
- ・支援の実施内容・方法の確認
 - ・濃厚接触者への対応
 - ・関係者への連絡(利用者家族、主管課、事務局長への報告)
 - ・関係各所へのすみやかな報告
- a 指定権者
- 蕨市役所 健康長寿課 TEL 048-433-7835
- 埼玉県 高齢者福祉課 TEL 048-830-4781
- b 保健所
- 川口市南部保健所 TEL 048-262-6111
- c 他サービス事業所への連絡

附則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。